

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（埼玉県条例第三十二号）（財政課）

一 趣旨

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延を防止し、並びに県民に対する医療提供体制の整備並びに県経済の回復及び活性化を図るための事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

公布の日